平成２１年（フ）第７４号
山形県鶴岡市神明町６－２　佐藤アパート２号室、住民票上の住所山形県鶴岡市稲生２丁目45番18号
債務者　本間　正夫
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１２号
山形県鶴岡市三光町７番48号
債務者　上野原誠子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１６号
山形県鶴岡市三瀬己381番地62
債務者　大谷　　環
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２１号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地492
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２２号
山形県鶴岡市本町１丁目２番９号
債務者　伊藤　豊子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（フ）第３３５号
群馬県前橋市六供町55―１　ヨーロピアンハヤシＢ棟102号、住民票上の住所群馬県高崎市飯塚町415番地４
債務者　樋口　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４５号
群馬県伊勢崎市宮前町16番地　根岸ハイツＣ202
債務者　加藤　亨一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
群馬県前橋市住吉町１丁目14番３―706号
債務者　小出　仁実
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５２号
群馬県前橋市総社町２丁目９番地８
債務者　田村健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５３号
群馬県前橋市総社町２丁目９番地８
債務者　田村ケイ子（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
群馬県伊勢崎市平和町９番１号
債務者　菅原　優友
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４６６号
群馬県伊勢崎市茂呂南町3075番地１
債務者　山田アナ　クラウジア　コトリン
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７３号
群馬県前橋市天川大島町２丁目17番地１
債務者　田中　孝二
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８１号
群馬県渋川市渋川2908番地１　誠光荘
債務者　角田　友和
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島308番地２
債務者　品川　康子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９６号
群馬県伊勢崎市連取町1563番地３　北爪ハイツ１
債務者　米村千佳子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９７号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町609番地４
債務者　後藤　隆一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2481番地10　ニュータウン柿の木坂Ａ棟
債務者　松井　琢磨
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
前橋地方裁判所